

農地転用をされる方へ

- 市街化調整区域内の農地に家を建てるなど、農地を農地以外の用途で利用する際は、『農地転用の許可』が必要となります。
- **農地転用の許可は、埼玉県知事の許可となります。事前に、農地転用許可の見込みを確認する必要がありますので、申請前に相談・調整を必ず行ってください。また、開発許可を要する場合はその見込みの確認も申請前に行ってください。**
- 転用するにあたり、権利の設定・移転が伴わない（自分の農地を自分で利用する）場合は、『農地法第4条の許可』、権利の設定・移転が伴う（自分の農地をご家族や第三者が利用する）場合は、『農地法第5条の許可』が必要です。
- 許可申請書は、**4条の場合「3部」、5条の場合「4部」と一緒に添付書類を「正副2部」提出ください（副本はコピーで構いません）。**
- 添付書類は、転用する用途によって多少異なりますのでご注意ください。
- 受付の締め切りは、**毎月10日（10日が休日の場合、翌開庁日）です。**

【添付書類（用途を問わず必要なもの）】

*農地法施行規則第30条・第57条の4第2項、事務処理要領第4・1(1)イ、(2)イ

確認	書 類 名	説 明
	土地登記事項証明書	・申請日から3箇月以内に交付を受けたもので、全部事項証明に限る。 【法務局で入手したものに限り】
	住民票の写し	・現住所が土地登記簿と一致しない場合に添付。 ・複数回に渡って住所が変わっている場合は、土地登記簿記載の住所から移転の経緯が読み取れる資料を添付。 【戸籍の附票・表示変更・不在証明等】
	法人登記簿及び定款	・申請人（譲受人・譲渡人）が法人の場合、法人登記簿・定款を添付。 【申請日から3箇月以内に法務局で交付を受けたものに限り】
	公図の写し	・申請地を赤色で囲み、申請地に隣接する土地の地目、所有者を記入する。 【法務局または町税務課で申請日から3箇月以内に交付を受けたものに限り】
	案内図	・住宅地図等を利用し、申請地を赤色で明記する。 (縮尺は1/500~1/2,000程度)
	位置図	・申請地の位置及び附近の状況を表示する図面 縮尺1/10,000~1/50,000程度。 都市計画図等を利用し、申請地を赤色で明記する。
	土地改良区の意見書 または、区域外証明書	・申請地が土地改良区に属しているか否か、土地改良事務所で確認し、属している場合添付。属していない場合は、「区域外証明書」を添付。
	必要な資力及び信用があることを証する書類（資金調達計画書、見積書、融資証明書等）	・「資金調達計画書」：転用にかかる費用と、それをどのように調達するのかを記した書類【様式は農業委員会事務局にあります。】 ・「預貯金残高証明」：原本または原本の写しであること。原本の写しの場合は、窓口で原本を確認させていただきます。 ・「融資証明書」：金融機関等が発行した融資を行うことを証する書面 ・「見積書」：土地造成、建築を請け負う業者が作成する見積書 ・その他：土地が売買される場合は「土地売買契約書」の写し
	抵当権・仮登記権者の同意書、抹消承諾書	・申請の土地に、抵当権・仮登記権が付いている場合添付。 【実印を使用し、印鑑証明を添付。】
	隣地の同意書	・隣接する農地の所有者及び耕作者の同意書。 【様式は農業委員会事務局にあります。】
	誓約書	・申請通り転用することを誓約するもの。 【様式は農業委員会事務局にあります。】
	委任状	・代理人が申請する場合添付。 【様式は農業委員会事務局にあります。】
	申請地地区担当の農業委員への連絡	・地元の農業委員が計画内容を確認するため必要。 ・担当農業委員は、ご説明いただいた内容に基づいて、農業委員会総会において意見を発言します。
	理由書	・転用に至った経緯・土地選定の理由・転用することの必要性を詳細に記載。 【申請者で様式を作成してください。】
	本人確認書類	・『本人確認に係る留意事項』をご確認ください。

【用途に応じ必要なもの】 ※必要に応じて追加資料を添付する場合があります。

① 分家住宅、自己用住宅の場合

確認	書類名	説明
	土地利用計画図面、 建物の平面図・立面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/200～300 程度の図面に、予定建物の配置を記入。【申請者で様式を作成してください。】 除外を行った場合、除外申請時の土地利用計画図との整合性が必須。
	賃貸借契約書の写し、 無資産証明又は建物 登記簿等	<ul style="list-style-type: none"> 自己の所有する住宅を有しないことが確認できるもの

② 資材置場、駐車場の場合

確認	書類名	説明
	資材置場・駐車場の設置に 係る資料、土地利用 計画図面	<ul style="list-style-type: none"> 現況写真、既存及び事業計画地の配置図を添付。 【用紙は農業委員会事務局に用意してあります。】
	現在使用している資材置場の 配置図又は写真	<ul style="list-style-type: none"> 現在使用している資材置場及び駐車場については、配置図又は写真を添付すること。

③ 転用追認の場合

確認	書類名	説明
	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/500～1/2,000 程度の図面に、既存施設及び予定計画を記入し申請地を赤色で明記。【申請者で様式を作成してください。】
	現況写真	<ul style="list-style-type: none"> 申請地の写真を添付（撮影日を記載すること。） 2方向以上から撮影をすること。
	昭和45年以前の航空写真	<ul style="list-style-type: none"> 昭和45年以前の航空写真に、縮尺を合わせた公図をトレーシングペーパーに印刷したものを上から貼り付けて提出すること。
	その他参考資料	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真のみで、確認が難しい場合は、参考資料として『課税証明書（昭和45年当時より宅地並み課税されていた事が証明されている）』を求める場合があります。 申請地内の建築物が昭和45年以降に建て替えられている場合は、建物登記事項証明又は建築確認書類を求める場合があります。

④ 農業用施設の場合

確認	書類名	説明
	土地利用計画図面 建物の平面図・立面図	<ul style="list-style-type: none"> 縮尺 1/500～1/2,000 程度の図面に、予定建物の配置を記入。【申請者で様式を作成してください。】
	農業用倉庫（作業所） に係る資料	<ul style="list-style-type: none"> 自宅敷地内配置図、現在の施設の利用状況を添付。 【用紙は農業委員会事務局に用意してあります。】
	農家証明	<ul style="list-style-type: none"> 農地の所有面積 10 a (1,000 m²) 以上で発行。 【農業委員会事務局で発行します。（有料 300 円／一通）】

(本人確認に係る留意事項)

1 申請者が窓口書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【1点でよいもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等

【2点必要のもの】

健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等

2 上記1以外の場合（代理人が持参する場合や郵送する場合等）、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し

3 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請の内容について確認する場合があります。